

議第151号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年11月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第1項第3号イ中「事務所または事業所を有する」を「おいて主たる目的である業務を行う」に改め、「団体」の右に「（アに規定する法人または団体を除く。）」を加え、同号ウ中「同法第1条に規定する公益信託」を「公益信託（同法第1条に規定する公益信託をいう。エにおいて同じ。）」に改め、同号に次のように加える。

エ 県民の福祉の増進に寄与する公益信託（ウに規定する公益信託を除く。）として規則で定めるところにより知事が指定したものの信託財産とするために支出したものの第21条の2第1項第4号中「のうち、次に掲げるもの」を削り、同号アおよびイを削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）第21条の2の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が平成30年1月1日以後に支出する同条第1項第3号および第4号に掲げる寄附金について適用する。

3 この条例の施行の際現に改正前の第21条の2第1項第3号イの規定による指定を受けている法人または団体については、新条例第21条の2第1項第3号イの規定による指定を受けた法人または団体とみなす。

4 この条例の施行の日から1月以内に新条例第21条の2第1項第3号イの規定による指定を受けた法人または団体に対して個人の県民税の所得割の納税義務者が支出する同号イに掲げる寄附金については、当該指定を受けた日を平成30年1月1日（県内において主たる目的である業務を開始した日が同日後である場合にあつては、当該業務を開始した日）とみなして同条の規定を適用する。

5 この条例の施行の日から1月以内に新条例第21条の2第1項第3号エの規定による指定を受けた同号エに規定する公益信託に対して個人の県民税の所得割の納税義務者が支出する同号エ

に掲げる寄附金については、当該指定を受けた日を平成30年1月1日（県民の福祉の増進に寄与する事業を開始した日が同日後である場合にあつては、当該事業を開始した日）とみなして同条の規定を適用する。

（滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例の一部改正）

- 6 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例（平成25年滋賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号イ中「前条第1項第5号」を「前条第5号」に改め、同項第6号中「県内の事務所」を「主たる事務所および県内の事務所（県内の事務所がない場合にあつては、主たる事務所）」に改める。

第4条中「第2条第1項第1号」を「第2条第1号」に改める。